

事 務 連 絡

令和2年10月16日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

旅行業者から宿泊事業者への速やかな代金の支払いについて（周知依頼）

平素よりGo To トラベル事業の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。
います。

本事業については開始から約3ヶ月が経過しますが、これまで多くの事業者と旅行者の皆様にご活用して頂いているところです。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の旅行業や宿泊業を含む観光関連事業者が深刻な状況に追い込まれており、給付金による多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、観光需要を喚起し、地域経済に波及効果をもたらすことを目的としています。

観光庁においては、こうした背景も踏まえつつ、参加登録事業者の資金繰りへの配慮の観点から、参加登録事業者による給付金の請求について、月2回の申請を可能とするとともに、事務局において内容を審査の上、適正な内容であると確認した日から、30日以内に参加登録事業者の指定口座に振り込むこととしているところです。

本事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている旅行業者、宿泊事業者双方への支援となることが重要であると考えており、本事業に参加登録している旅行業者におかれましても、宿泊事業者の負担軽減の観点から、宿泊事業者への代金の支払いについて、可能な範囲で速やかに対応していただけるよう、周知方よろしくお願い申し上げます。